

令和4年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」  
申請者各位

一般社団法人 公共建築協会  
電気設備機材等評価部長 成澤 佳夫

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」の改定に伴う  
電気設備機材等評価の取り扱いについて

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、営繕事業における建築材料・設備機材等品質性能評価事業を実施しております。当事業においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定による「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づき、機材等に係る品質、性能及び製造所等の審査を行い、適合する申請者には、評価書を交付しております。

「標準仕様書」は、令和4年3月に3年毎の改定が終了し、令和4年版として制定されました。当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、電気設備機材等の評価基準は、「標準仕様書」が基となっていることから、令和4年度版として改定を行いました。なお、主な改定内容は、別紙-1を参照してください。

これらの改定により、令和2・3年度に評価を受けている申請者の皆様については、申請内容と電気設備機材等評価基準との間に差異が生じる場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と「評価基準」との間の差異を確認のうえ、適合していない場合は、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。  
対応については別紙-2を参照してください。

なお、当該文書については、国・地方公共団体等の発注者へも送付していることを申し添えます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

電気設備機材等評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、変更評価を申請し評価書を取得してください。変更申請手続きは、別紙-2を参照してください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、「評価基準」の改定部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事毎に行ってください。

以上

## 標準仕様書(令和4年版)及び電気設備材料等評価基準(令和4年度)の改定について

令和4年9月1日

\* 下表は、公共建築工事標準仕様書の改定内容全てを記載したものではありません、改定後、従来の評価基準を上まわる箇所を抜粋しています。

\* **赤字**は、改定箇所を示しています。

\* **青字**は、改定の解説等です。

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較						材料評価の評価基準の比較																																																																			
	編・章・節	平成31年版			令和4年版			令和3年度版	令和4年度版																																																																	
照明器具 (LED照明器具)	第2編 電力設備工事 第1 章 機材 第4 節 照明器具 1.4.2構造一般	(8) <b>1.5kg</b> を超えるダウンライト形器具の構造は、次によるほか、標準図第2編「電力設備工事」による。  (ア)器具質量が <b>1.5kg</b> を超え <b>3kg</b> 以下の器具は、脱落が防止できる構造とする。			(9) ダウンライト形器具の構造は、次によるほか、標準図第2編「電力設備工事」による。  (ア) <b>3kg</b> 以下の器具は、脱落が防止できる構造とする。			1.5kg を超え <b>3kg</b> 以下のダウンライト形器具は、脱落が防止できる構造である。	<b>3kg</b> 以下のダウンライト形器具は、脱落が防止できる構造である。																																																																	
	第2編 電力設備工事 第1 章 機材 第4 節 照明器具 1.4.3部品	(2) LED 制御装置は、次による。  (ウ)防水形器具(密閉されている器具を除く。)の LED 制御装置は、次による。  (a)防雨形器具の LED 制御装置は、 <b>防まつ形</b> 又は <b>防浸形</b> とする。  (b)防湿形器具の LED 制御装置は、 <b>防浸形</b> とする。			(2) LED 制御装置は、次による。  (ウ)防水形器具(密閉されている器具を除く。)の LED 制御装置は、次による。  (a)防雨形器具の LED 制御装置は、防まつ形( <b>IPX4</b> )又は防浸形( <b>IPX7</b> )とする。  (b)防湿形器具の LED 制御装置は、防浸形( <b>IPX7</b> )とする。			防雨形器具の LED 制御装置は、 <b>防まつ形</b> 又は <b>防浸形</b> である。  防湿形器具の LED 制御装置は、 <b>防浸形</b> である。	防雨形器具の LED 制御装置は、 <b>防まつ形(IPX4)</b> 又は <b>防浸形(IPX7)</b> である。  防湿形器具の LED 制御装置は、 <b>防浸形(IPX7)</b> である。																																																																	
標準図 第2編 電力設備工事 照明器具の記号等2	(3) グレア分類の性能			(2) グレア分類の性能			LED照明器具は、グレア分類の性能記号に対応した、グレア制限の程度に適合している。																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>グレア分類の性能記号</th> <th colspan="2">-</th> <th>グレア制限の程度</th> <th>対応器種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G1a</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G1b</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G3</td> <td colspan="2">-</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			グレア分類の性能記号	-		グレア制限の程度	対応器種	-	-	-	省略	省略	G1a	-	-	-	省略	G1b	-	-	-	省略	G2	-	-	-	省略	G3	-		省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>グレア分類の性能記号</th> <th colspan="3">各鉛直角における輝度制限値[cd/m<sup>2</sup>]</th> <th>グレア制限の程度</th> <th>対応器種</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>65°</th> <th>75°</th> <th>85°</th> <th>程度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G1a</td> <td>7,200</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G1b</td> <td>15,000</td> <td>7,300</td> <td>7,300</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G2</td> <td>35,000</td> <td>17,000</td> <td>17,000</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>G3</td> <td colspan="3">制限なし</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			グレア分類の性能記号	各鉛直角における輝度制限値[cd/m <sup>2</sup> ]			グレア制限の程度	対応器種	記号	65°	75°	85°	程度		G1a	7,200	4,600	4,600	省略	省略	G1b	15,000	7,300	7,300	省略	省略	G2	35,000	17,000	17,000	省略	省略	G3	制限なし			省略	省略	LED照明器具は、グレア分類の性能記号に対応した、グレア制限の程度、 <b>及</b> び各鉛直角における輝度制限値に適合している。	
グレア分類の性能記号	-		グレア制限の程度	対応器種																																																																						
-	-	-	省略	省略																																																																						
G1a	-	-	-	省略																																																																						
G1b	-	-	-	省略																																																																						
G2	-	-	-	省略																																																																						
G3	-		省略	省略																																																																						
グレア分類の性能記号	各鉛直角における輝度制限値[cd/m <sup>2</sup> ]			グレア制限の程度	対応器種																																																																					
記号	65°	75°	85°	程度																																																																						
G1a	7,200	4,600	4,600	省略	省略																																																																					
G1b	15,000	7,300	7,300	省略	省略																																																																					
G2	35,000	17,000	17,000	省略	省略																																																																					
G3	制限なし			省略	省略																																																																					
標準図 第2編 電力設備工事 照明器具の記号等3	-			(5) 色温度			記号⑥を付したLED照明器具は、対応する相関色温度に適合している。																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相関色温度[K]</th> <th>記号⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電球色</td> <td>2,600~3,250</td> <td>30K*1</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td>3,800~4,500</td> <td>40K*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 *1 「30K」を付したものは、電球色とする。 *2 「40K」を付したものは、白色とする。</p>				相関色温度[K]	記号⑥	電球色	2,600~3,250	30K*1	白色	3,800~4,500	40K*2	-			記号⑥を付したLED照明器具は、対応する相関色温度に適合している。																																																										
	相関色温度[K]	記号⑥																																																																								
電球色	2,600~3,250	30K*1																																																																								
白色	3,800~4,500	40K*2																																																																								
標準図 第2編 電力設備工事 LED照明器具	(例)LED照明器具の性能表(抜粋)			(例)LED照明器具の性能表(抜粋)			LED照明器具の固有エネルギー消費効率等の性能は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>光束 [lm]</th> <th>消費電力 [W]</th> <th>入力容量 [VA]</th> <th>固有エネルギー消費効率 [lm/W]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRS3-4-65</td> <td>6,500以上 7,200以下</td> <td><b>47</b> 以下</td> <td><b>56</b> 以下</td> <td><b>140以上</b></td> </tr> </tbody> </table>			器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [lm/W]	LRS3-4-65	6,500以上 7,200以下	<b>47</b> 以下	<b>56</b> 以下	<b>140以上</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>光束 [lm]</th> <th>消費電力 [W]</th> <th>入力容量 [VA]</th> <th>固有エネルギー消費効率 [lm/W]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRS3-4-65</td> <td>6,500以上 7,200以下</td> <td><b>46</b> 以下</td> <td><b>54</b> 以下</td> <td><b>145以上</b></td> </tr> </tbody> </table>			器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [lm/W]	LRS3-4-65	6,500以上 7,200以下	<b>46</b> 以下	<b>54</b> 以下	<b>145以上</b>	LED照明器具の固有エネルギー消費効率等の性能は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。  <b>JIL5004</b> の改定により、 <b>固有エネルギー消費効率等の性能</b> が見直しされた。 <b>個々のLED照明器具の性能等は標準図による。</b>																																															
器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [lm/W]																																																																						
LRS3-4-65	6,500以上 7,200以下	<b>47</b> 以下	<b>56</b> 以下	<b>140以上</b>																																																																						
器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [lm/W]																																																																						
LRS3-4-65	6,500以上 7,200以下	<b>46</b> 以下	<b>54</b> 以下	<b>145以上</b>																																																																						

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較						材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版			令和4年版		令和3年度版	令和4年度版
照明器具 (LED照明器具)	標準図 第2編 電力設備工事 LED照明器具	LED照明器具の削除  器具の形状 照明器具の記号 器種数 埋込天井灯 12 LRS4-6-□□ 2 機種 埋込天井灯 13 LRS4F1-6-□□ 1 機種 埋込天井灯 14 LRS9F1-4-□□ 1 機種 直付け天井灯 7 LSR12-4-□□ 4 機種 プラケット1 LBS5-4-□□ 2 機種 直付け高天井灯 3 LSR3W-□□□ 1 機種 計 11 機種  注)□□、□□□は定格光束を示す記号	LED照明器具の追加  器具の形状 照明器具の記号 器種数 埋込天井灯 12 LRS9-4-□□ 1 機種 埋込天井灯 12 LRS9-6-□□ 1 機種 埋込天井灯 14 LRS20-4-□□ 3 機種 埋込天井灯 15 LRS20CG1A-4-□□ 2 機種 埋込天井灯 16 LRS28-6-□□ 2 機種 埋込天井灯 17 LRS29-6-□□ 2 機種 直付け天井灯 6 LSS12-4-□□-30K 5 機種 直付け天井灯 6 LSS12-4-□□-40K 5 機種 直付け天井灯 7 LSS13-4-□□ 4 機種 埋込天井灯 5 LRS13-□□ 2 機種 埋込天井灯 6 LRS14-□□-30K 5 機種 埋込天井灯 6 LRS14-□□-40K 5 機種 埋込天井灯 7 LRS16-□□-30K 2 機種 埋込天井灯 7 LRS16-□□-40K 2 機種 埋込天井灯 8 LRS17-□□-30K 2 機種 埋込天井灯 8 LRS17-□□-40K 2 機種 計 45 機種  注)□□、□□□は定格光束を示す記号	LED照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合して	LED照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIL5004の改定により、11機種が削除され、新たに45機種のLED照明器具が追加された。 個々のLED照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準図による。			

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較										材料評価の評価基準の比較																																										
	編・章・節	平成31年版					令和4年版					令和3年度版	令和4年度版																																								
照明制御装置	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第6節 照明制御装置 1.6.3.7 照明制御器	(ウ) 照明制御部は、次によるほか、1.6.2.1「照明制御器」(イ)による。 (引用部) 1.6.2.1 照明制御器 (イ) 照明制御部は、次による。 (f) 無線通信機能付照明器具の周波数帯域は、920MHz帯とする。					(イ) 照明器具個別通信制御に用いる無線通信機能付照明器具の周波数帯域は、920MHz帯、又は2.4GHz帯とする。					無線通信機能付照明器具の周波数帯域は、920MHz帯である。	る無線通信機能付照明器具の周波数帯域は、920MHz帯、又は2.4GHz帯である。																																								
標準図	照明制御器(抜粋)					照明制御器(抜粋)					A、AN、NTの照明制御器は、25台以上の照明器具の制御ができる。																																										
第2編 電力設備工事 照明制御	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">器種</th> <th colspan="2">センサ</th> <th>制御台数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">DS1</td> <td>A</td> <td>明るさセンサ</td> <td>-</td> <td rowspan="3">調光信号を 送出し、25台以上の照 明器具の制御ができる ものとする。</td> </tr> <tr> <td>AN</td> <td>明るさセンサ 人感センサ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>NT</td> <td>人感センサ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>DS2</td> <td>N</td> <td>人感センサ</td> <td>-</td> <td>照明器具へ、電源送り が4A以上できるものと する。</td> </tr> </tbody> </table>					器種		センサ		制御台数等	DS1	A	明るさセンサ	-	調光信号を 送出し、25台以上の照 明器具の制御ができる ものとする。	AN	明るさセンサ 人感センサ	-	NT	人感センサ	-	DS2	N	人感センサ	-	照明器具へ、電源送り が4A以上できるものと する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">センサ</th> <th rowspan="2">感知範囲* [m]</th> <th rowspan="2">制御台数等</th> </tr> <tr> <th>感知方式</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">DS1</td> <td>A</td> <td>明るさセンサ(照度)</td> <td>Φ2.5 以上</td> </tr> <tr> <td>AN</td> <td>明るさセンサ(照度) 人感センサ(赤外線)</td> <td>明るさセンサ: Φ2.5以上 人感センサ: Φ4.0以上</td> </tr> <tr> <td>NT</td> <td>人感センサ(赤外線)</td> <td>Φ4.0 以上</td> </tr> <tr> <td>DS2</td> <td>N</td> <td>人感センサ(赤外線)</td> <td>Φ4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>					センサ		感知範囲* [m]	制御台数等	感知方式		DS1	A	明るさセンサ(照度)	Φ2.5 以上	AN	明るさセンサ(照度) 人感センサ(赤外線)	明るさセンサ: Φ2.5以上 人感センサ: Φ4.0以上	NT	人感センサ(赤外線)	Φ4.0 以上	DS2	N	人感センサ(赤外線)	Φ4.0 以上	A、AN、NTのセンサの感知範囲は標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。	
器種		センサ		制御台数等																																																	
DS1	A	明るさセンサ	-	調光信号を 送出し、25台以上の照 明器具の制御ができる ものとする。																																																	
	AN	明るさセンサ 人感センサ	-																																																		
	NT	人感センサ	-																																																		
DS2	N	人感センサ	-	照明器具へ、電源送り が4A以上できるものと する。																																																	
センサ		感知範囲* [m]	制御台数等																																																		
感知方式																																																					
DS1	A	明るさセンサ(照度)	Φ2.5 以上																																																		
	AN	明るさセンサ(照度) 人感センサ(赤外線)	明るさセンサ: Φ2.5以上 人感センサ: Φ4.0以上																																																		
	NT	人感センサ(赤外線)	Φ4.0 以上																																																		
DS2	N	人感センサ(赤外線)	Φ4.0 以上																																																		
注) * 設置高さ 2.5m~3.0mにおける感知範囲										JIL5004の改定により、照明制御器の感知範囲等が見直された。																																											
標準図	照明制御器(抜粋)					照明制御器(抜粋)					DS1-NCの照明制御器の感知方式、感知範囲、照明制御の機能等は標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。																																										
第2編 電力設備工事 照明制御	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">器種</th> <th colspan="2">センサ</th> <th>照明制御部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">DS1</td> <td rowspan="2">NC</td> <td rowspan="2">微動検知 人感センサ</td> <td rowspan="2">-</td> <td>オフィスのデスクワークにおける微動検知が可能な人感センサで、在/不在を検出し、器具を個別に調光制御できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>設置高さ2.5m~3.0mにおいて、検知範囲は3.6m×3.6m以上あり、分割により最小検知範囲を1.8m×1.8mにできるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>					器種		センサ		照明制御部	DS1	NC	微動検知 人感センサ	-	オフィスのデスクワークにおける微動検知が可能な人感センサで、在/不在を検出し、器具を個別に調光制御できるものとする。	設置高さ2.5m~3.0mにおいて、検知範囲は3.6m×3.6m以上あり、分割により最小検知範囲を1.8m×1.8mにできるものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">センサ</th> <th>照明制御部</th> </tr> <tr> <th>感知方式</th> <th>感知範囲*1 [m]</th> <th>制御方式・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">DS1</td> <td rowspan="2">NC</td> <td rowspan="2">微動検知人 感センサ*2 (赤外線、画 像認識等) 明るさセンサ (照度)</td> <td rowspan="2">3.6×3.6以上、か つ分割数: 4以上 分割により最小感 知範囲: 1.8×1.8 以下</td> <td>人感センサ・明るさセンサ制御装置・ 照明器具個別通信制御適合タイプ ・個別通信制御連続調光形(LC)に対 応するLED照明器具に個別通信信号 を送出し制御する。 ・明るさセンサが感知した照度に応じ て、LED照明器具を定格消費電力で 点灯する光束から内蔵されるLED制 御装置の調光下限光束まで連続して 調光制御する。 ・微動検知人感センサが感知後、設 定した明るさでLED照明器具を点灯さ せ、感知されなくなってから設定した時 間で、定格消費電力で点灯する光束 から内蔵されるLED制御装置の調光 下限光束まで連続して調光する</td> </tr> </tbody> </table>		センサ		照明制御部	感知方式	感知範囲*1 [m]	制御方式・内容	DS1	NC	微動検知人 感センサ*2 (赤外線、画 像認識等) 明るさセンサ (照度)	3.6×3.6以上、か つ分割数: 4以上 分割により最小感 知範囲: 1.8×1.8 以下	人感センサ・明るさセンサ制御装置・ 照明器具個別通信制御適合タイプ ・個別通信制御連続調光形(LC)に対 応するLED照明器具に個別通信信号 を送出し制御する。 ・明るさセンサが感知した照度に応じ て、LED照明器具を定格消費電力で 点灯する光束から内蔵されるLED制 御装置の調光下限光束まで連続して 調光制御する。 ・微動検知人感センサが感知後、設 定した明るさでLED照明器具を点灯さ せ、感知されなくなってから設定した時 間で、定格消費電力で点灯する光束 から内蔵されるLED制御装置の調光 下限光束まで連続して調光する	DS1-NCの照明制御器の感知方式、感知範囲、照明制御の機能等は標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。																							
器種		センサ		照明制御部																																																	
DS1	NC	微動検知 人感センサ	-	オフィスのデスクワークにおける微動検知が可能な人感センサで、在/不在を検出し、器具を個別に調光制御できるものとする。																																																	
				設置高さ2.5m~3.0mにおいて、検知範囲は3.6m×3.6m以上あり、分割により最小検知範囲を1.8m×1.8mにできるものとする。																																																	
センサ		照明制御部																																																			
感知方式	感知範囲*1 [m]	制御方式・内容																																																			
DS1	NC	微動検知人 感センサ*2 (赤外線、画 像認識等) 明るさセンサ (照度)	3.6×3.6以上、か つ分割数: 4以上 分割により最小感 知範囲: 1.8×1.8 以下	人感センサ・明るさセンサ制御装置・ 照明器具個別通信制御適合タイプ ・個別通信制御連続調光形(LC)に対 応するLED照明器具に個別通信信号 を送出し制御する。 ・明るさセンサが感知した照度に応じ て、LED照明器具を定格消費電力で 点灯する光束から内蔵されるLED制 御装置の調光下限光束まで連続して 調光制御する。 ・微動検知人感センサが感知後、設 定した明るさでLED照明器具を点灯さ せ、感知されなくなってから設定した時 間で、定格消費電力で点灯する光束 から内蔵されるLED制御装置の調光 下限光束まで連続して調光する																																																	
				注) *1 接地高さ2.5m~3.0mにおける感知範囲										JIL5004の改定により、照明制御器の、感知方式、感知範囲、照明制御の機能等が見直された。																																							
*2 デスクワークによる人の微動を感知する。																																																					

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較						材料評価の評価基準の比較			
	編・章・節	平成31年版			令和4年版		令和3年度版	令和4年度版		
分電盤	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第7節 分電盤 1.7.3.キャビネット	(1)屋内用キャビネット 表 1.7.2 鋼板及びステンレス鋼板の厚さ			(1)屋内用キャビネット 表 1.7.2 鋼板及びステンレス鋼板の厚さ		屋内用キャビネットは、鋼板及びステンレス鋼板で、厚さは標準仕様書の面積区分による規定に適合している。	屋内用キャビネットは、鋼板及びステンレス鋼板で、厚さは標準仕様書の面積区分による規定に適合している。		
		正面の面積 [m <sup>2</sup> ]	標準厚さ[mm] 鋼板 ステンレス鋼板		正面の面積 [m <sup>2</sup> ]	標準厚さ[mm] 鋼板 ステンレス鋼板				
		-	鋼板 -	ステンレス鋼板 -	0.1 以下	1.0	0.8			
		0.2 以下	1.2	1.0	0.1 を超え 0.2 以下	1.2	1.0			
		0.2 超過	1.6	1.2	0.2 超過	1.6	1.2			
制御盤	標準図 第2編標準図 第2編 電力設備工事 制御盤1	キャビネット形式及び単位装置の記号 (2)単位装置の記号 (口) 操作・制御方式(抜粋)			キャビネット形式及び単位装置の記号 (2)単位装置の記号 (口) 操作・制御方式(抜粋)		操作制御方式の機能は、単位装置の記号別に規定された機能に適合している。	操作制御方式の機能は、単位装置の記号別に規定された機能に適合している。  操作・制御方式の見直しにより、採用例の少ない操作・制御方式(計5方式)が削除された。		
		記号	方式		記号	方式				
		7	消火ポンプ(遠方始動)		-	-				
		8-1	消火ポンプ(連動始動)		-	-				
		8-2	スプリングラーポンプ		-	-				
		15-2	可変速運転(バイパス回路付)		-	-				
		15-3	可変速運転(可変速運転用インバータ2重化)		-	-				
キュービクル式配電盤	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 1.1.5 器具類	(12)保護継電器は、静止形とするほか、表 1.1.23 に示すいずれかの規格による。 表 1.1.23 保護継電器(抜粋)			(12)保護継電器は、静止形とするほか、表 1.1.23 に示す規格による。 表 1.1.23 保護継電器(抜粋)		高圧地絡継電器は、JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置に適合している。	高圧地絡継電器は、JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置、又はJIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置に適合している。  JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置が新たに制定されたので、標準仕様書に追加された。		
		種類	規格		種類	規格				
		高圧地絡継電器	JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置		高圧地絡継電器	JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置				
						JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置				
		(14)自動力率制御装置はメータリレー形又は静止形とし、次による。			(14)自動力率制御装置は、次による。 (才)軽負荷時にコンデンサを遮断する機能を有するものとする。			自動力率制御装置は、軽負荷時にコンデンサを遮断する機能を有する。		
		表 1.13.5 継電器試験(抜粋)			表 1.9.5 継電器試験(抜粋)			高圧受電用デジタル形地絡継電装置の試験はJIS C 4612「高圧受電用デジタル形地絡継電装置」による受渡試験に適合している。  JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置が新たに制定されたので、標準仕様書に追加された。		
		器具	試験項目		器具	試験項目				
		-	-		デジタル形地絡継電装置	JIS C 4612「高圧受電用デジタル形地絡継電装置」による受渡試験の試験条件における動作値(電流値、電圧値及び動作位相角)及び動作時間を測定する。				

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較					材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版		令和4年版		令和3年度版	令和4年度版
高圧スイッチギヤ(CW形)	第3編 受変電設備工事	器具類は、1.1.5「器具類」(1)、(2)、(6)から(21)まで及び(23)による。 (引用部)	器具類は、1.1.5「器具類」(1)、(2)、(6)から(21)まで及び(23)による。 (引用部)	高圧地絡継電器は、JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置に適合している。	高圧地絡継電器は、JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置、又はJIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置に適合している。		
高圧スイッチギヤ(PW形)	第1章 機材 第2節 高圧スイッチギヤ	(12) 保護継電器は、静止形とするほか、表 1.1.23 に示すいずれかの規格による。  表 1.1.23 保護継電器(抜粋)  1.2.5 器具類	(12) 保護継電器は、静止形とするほか、表 1.1.23 に示す規格による。  表 1.1.23 保護継電器(抜粋)  種類 規格 備考 高圧地絡継電器 JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置  (14) 自動力率制御装置はメータリレー形又は静止形とし、次による。  (オ)軽負荷時にコンデンサを遮断する機能を有するものとする。	JIS C 4601 高圧受電用地絡継電装置  JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置	JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置が新たに制定されたので、標準仕様書に追加された。		
第3編 受変電設備工事	第1章 機材 第9節 機材の試験 1.9.1 試験	表 1.13.5 継電器試験(抜粋)  器具 試験項目 - -	表 1.9.5 継電器試験(抜粋)  器具 試験項目 デジタル形地絡継電装置 JIS C 4612 「高圧受電用デジタル形地絡継電装置」による受渡試験の試験条件における動作値(電流値、電圧値及び動作位相角)及び動作時間を測定する。	-	高圧受電用デジタル形地絡継電装置の試験はJIS C 4612 「高圧受電用デジタル形地絡継電装置」による受渡試験に適合している。  JIS C 4612 高圧受電用デジタル形地絡継電装置が新たに制定されたので、標準仕様書に追加された。		

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較					材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版		令和4年版		令和3年度版	令和4年度版
高圧交流遮断器	第3編 受変電設備工事	表 1.13.1 機器単体の試験(抜粋)  機器 種類 試験方法 試験項目	表 1.9.1 機器単体の試験(抜粋)  機器 種類 試験方法 試験項目	JIS C 4603「高圧交流遮断器」による、受渡検査の試験項目(構造、主回路抵抗、開閉、耐電圧)の試験結果が適合している。  JEC-2300「交流遮断器」による、受入試験の試験項目(構造、商用周波耐電圧、主回路抵抗測定、開閉、部分放電)の試験結果が適合している。	JIS C 4603「高圧交流遮断器」による、受渡検査の試験項目(構造、主回路抵抗、開閉、耐電圧)の試験結果が適合している。		
	第1章 機材 第9節 機材の試験 1.9.1 試験	定格電圧 7.2kV、定格遮断電流 12.5kA 以下のもの  上記以外のもの 「高圧交流遮断器」による受渡検査  「交流遮断器」による受入試験	定格電圧 7.2kV、定格遮断電流 12.5kA 以下のもの  上記以外のもの 「高圧交流遮断器」による受渡検査  「交流遮断器」による受入試験	構造、主回路抵抗、開閉(定格値のみ)、耐電圧(商用周波耐電圧、乾燥状態のみ)  構造、商用周波耐電圧、主回路抵抗測定、開閉、部分放電(定格電圧72kV以上の接地タンク形遮断器のみ)  構造、商用周波耐電圧、主回路抵抗測定、開閉、 <b>インタロック装置確認</b> 、部分放電(定格電圧72kV以上の接地タンク形遮断器のみ)、 <b>制御、操作及び補助回路の耐電圧及び回路用部品の試験</b>	JEC-2300「交流遮断器」による、受入試験の試験項目(構造、商用周波耐電圧、主回路抵抗測定、開閉、部分放電)の試験結果が適合している。  JEC-2300「交流遮断器」の改定により、 <b>インタロック装置確認</b> 、 <b>制御、操作及び補助回路の耐電圧及び回路用部品の試験項目</b> が追加された。		

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較			材料評価の評価基準の比較																
	編・章・節	平成31年版	令和4年版	令和3年度版	令和4年度版															
高圧負荷開閉器	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キューピクル式配電盤 1.1.6 高圧機器 (8) 高圧負荷開閉器	(エ) 限流ヒューズと組合せるもの又は一体としたものは、次による。  (c) 限流ヒューズと組合せるものの定格短時間耐電流は、4kA 以上とする。  (d) 引外し装置付きのものの定格過負荷遮断電流は、限流ヒューズと協調のとれたものとする。  (オ) 引込柱に設けるものは、次による。  (b) 気中開閉器又は真空開閉器とする。   (カ) 地中引込みの引込点に設置される高圧キャビネット(配電箱)の需要家側で取付ける開閉器は、次による。  (a) 気中開閉器又はガス開閉器とする。  (b) 地絡保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形とし、制御電源用変圧器を内蔵とする。  (c) ガス開閉器は、ガス圧低下時に、ガス圧低下の表示を行うとともに主回路の開閉状態をそのままにロックするものとする。	(8) 高圧負荷開閉器  (ウ) 配電盤内に設ける高圧負荷開閉器のうち、(7)による限流ヒューズと組合せるものは、次による。   (c) 引外し装置付きのものの定格過負荷遮断電流は、限流ヒューズと協調のとれたものとする。  (イ) 高圧引込用気中負荷開閉器(架空引込用)(PAS)は、引込柱の腕金に取付けるものとし、次による。   (オ) 高圧引込用気中負荷開閉器(地中引込用)(UAS)は、地中引込みの引込点に設置する高圧キャビネット(配電箱)内に取付けるものとするほか、過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形の地絡保護装置を附属し、地絡保護装置の制御電源用変圧器を内蔵する。	限流ヒューズと組合せる高圧負荷開閉器の定格短時間耐電流は、4kA 以上である。   引込柱に設ける高圧負荷開閉器は、気中開閉器又は真空開閉器である。   地中引込用に設ける高圧負荷開閉器は、気中開閉器又はガス開閉器である。   地中引込用に設けるガス開閉器は、ガス圧低下時に、ガス圧低下の表示と主回路の開閉状態をロックできる。	架空引込用の高圧負荷開閉器は、高圧引込用気中負荷開閉器(PAS)である。  見直しにより、架空引込用の高圧負荷開閉器は、高圧引込用気中負荷開閉器(PAS)に限定された。  地中引込用の高圧負荷開閉器は、高圧引込用気中負荷開閉器(UAS)である。  見直しにより、地中引込用の高圧負荷開閉器は、高圧引込用気中負荷開閉器(UAS)に限定された。															
第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第9節 機材の試験 1.9.1 試験	表 1.13.1 機器単体の試験(抜粋)  <table border="1"><thead><tr><th>機器</th><th>種類</th><th>試験方法</th><th>試験項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>高圧負荷開閉器</td><td>高圧交流負荷開閉器</td><td>JISC4605「高圧交流負荷開閉器」による受渡検査</td><td>主回路の乾燥商用周波耐電圧、補助回路及び制御回路の耐電圧、主回路の抵抗、無電圧連続開閉</td></tr></tbody></table>	機器	種類	試験方法	試験項目	高圧負荷開閉器	高圧交流負荷開閉器	JISC4605「高圧交流負荷開閉器」による受渡検査	主回路の乾燥商用周波耐電圧、補助回路及び制御回路の耐電圧、主回路の抵抗、無電圧連続開閉	表 1.9.1 機器単体の試験(抜粋)  <table border="1"><thead><tr><th>機器</th><th>種類</th><th>試験方法</th><th>試験項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>高圧負荷開閉器</td><td>高圧交流負荷開閉器</td><td>JISC4605「1kVを超える交流負荷開閉器」による受渡検査</td><td>主回路の耐電圧、制御回路の試験、主回路抵抗、気密、外観構造、無電圧連続開閉</td></tr></tbody></table>	機器	種類	試験方法	試験項目	高圧負荷開閉器	高圧交流負荷開閉器	JISC4605「1kVを超える交流負荷開閉器」による受渡検査	主回路の耐電圧、制御回路の試験、主回路抵抗、気密、外観構造、無電圧連続開閉	JIS C 4605「高圧交流負荷開閉器」による、受渡検査受渡検査の試験項目(主回路の乾燥商用周波耐電圧、補助回路及び制御回路の耐電圧、主回路の抵抗、無電圧連続開閉)の試験結果が適合している。	JIS C 4605「1kV を超え 52kV 以下用交流負荷開閉器」による、受渡検査の試験項目(主回路の耐電圧、制御回路の試験、主回路抵抗、気密、外観構造、無電圧連続開閉)の試験結果が適合している。  JIS C 4605「1kV を超え 52kV 以下用交流負荷開閉器」の改定により、気密、外観構造の試験項目が追加された。
機器	種類	試験方法	試験項目																	
高圧負荷開閉器	高圧交流負荷開閉器	JISC4605「高圧交流負荷開閉器」による受渡検査	主回路の乾燥商用周波耐電圧、補助回路及び制御回路の耐電圧、主回路の抵抗、無電圧連続開閉																	
機器	種類	試験方法	試験項目																	
高圧負荷開閉器	高圧交流負荷開閉器	JISC4605「1kVを超える交流負荷開閉器」による受渡検査	主回路の耐電圧、制御回路の試験、主回路抵抗、気密、外観構造、無電圧連続開閉																	

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較			材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版	令和4年版	令和3年度版	令和4年度版
絶縁監視装置	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第8節 絶縁監視装置 1.8.5 機能	(2) 低圧回路の監視性能は、次による。  (ア) 測定間隔は、連続又は適切な回数とする。	(2) 低圧回路の監視機能は、次による。  (ア) 測定は、連続して行えるものとし、測定間隔は、設定可能なものとする。	低圧回路の測定間隔は、連続又は適切な回数である。	低圧回路の測定は、連続して行えるものとし、測定間隔は、設定可能なものである。

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較				材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版	令和4年版		令和3年度版	令和4年度版
交流無停電電源装置	第4編 電力貯蔵設備工事 第2章 機材 第2節 交流無停電電源装置(UPS) 2.2.7 性能	表 2.2.5 ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式の定格及び特性  常時商用給電方式  交流出力 ±10%以内(定格電圧) 電圧精度 停電切替時間*4	表 2.2.5 ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式の定格及び特性  常時商用給電方式  交流出力 ±10%以内(定格電圧) 電圧精度 (蓄電池運転状態) 停電切替時間*4 10ms 以内	*4 停電発生又は入力許容範囲を超えた時点から、双方向コンバータ又はインバータへの切替時に、出力電圧が電圧精度の下限値を下回っている時間とする。	常時商用給電方式の交流出力の電圧精度は定格電圧の±10%以内である。	常時商用給電方式の交流出力の電圧精度は定格電圧の±10%以内(蓄電池運転状態)である。 常時商用給電方式の停電切替時間は、10ms 以内である。

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較				材料評価の評価基準の比較																															
	編・章・節	平成31年版	令和4年版		令和3年度版	令和4年度版																														
サージ防護デバイス ①低圧用SPD	第5編 発電設備工事 第1章 機材 第7節 太陽光発電装置 1.7.3 接続箱	(イ)低圧用SPD は、次による。  (c)低圧用SPDの性能は、特記がなければ、表 1.7.2 による。  表1.7.2 低圧用SPDの性能  <table border="1"><thead><tr><th>電源系統</th><th>直流600V</th></tr></thead><tbody><tr><td>項目</td><td>直流600V</td></tr><tr><td>最大連続使用電圧</td><td>DC600V 以上</td></tr><tr><td>公称放電電流*</td><td>5kA 以上</td></tr><tr><td>電圧防護レベル</td><td>2,500V 以下</td></tr></tbody></table> 備考 1 線当たりとし、対地間の値を示す。 注 * 印加電流波形は、8/20 μs の場合を示す。	電源系統	直流600V	項目	直流600V	最大連続使用電圧	DC600V 以上	公称放電電流*	5kA 以上	電圧防護レベル	2,500V 以下	(イ)PV 直流用SPD は、特記により設けるものとし、内蔵又は附属する場合は、次によるほか、JISC 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。  (c)PV 直流用SPD クラスII (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスII試験によるもの)の性能は、特記がなければ、表1.7.2 による。  表1.7.2 PV 直流用SPD クラスIIの性能  <table border="1"><thead><tr><th>電源系統</th><th>直流600V</th></tr></thead><tbody><tr><td>項目</td><td>直流600V</td></tr><tr><td>最大連続使用電圧</td><td>DC600V 以上</td></tr><tr><td>公称放電電流*</td><td>5kA 以上</td></tr><tr><td>電圧防護レベル</td><td>2,500V 以下</td></tr></tbody></table> 備考 1 線当たりとし、対地間の値を示す。 注 * 印加電流波形は、8/20 μs の場合を示す。  (d)PV 直流用SPD クラスI (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスI試験によるもの)の性能は、特記による。  (e)SPD 分離器は、設置箇所における短絡電流を遮断できるものとする。なお、遮断機能は、SPD本体に内蔵することができる。	電源系統	直流600V	項目	直流600V	最大連続使用電圧	DC600V 以上	公称放電電流*	5kA 以上	電圧防護レベル	2,500V 以下	低圧用SPDの性能は、表1.7.2低圧用SPDの性能に適合している。	JISC 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」が新たに制定され、PV 直流用SPD クラスI 及びPV 直流用SPD クラスIIの規定が標準仕様書に追加された。 PV 直流用SPD クラスIIの性能は、表1.7.2 PV 直流用SPD クラスIIの性能に適合している。	標準仕様書の改定に伴い、令和4年度より、機材評価における、①低圧SPDの種類は、下記のとおり変更する。  <table border="1"><thead><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)クラスI</td><td>(1)クラスI</td></tr><tr><td>(2)クラスII</td><td>(2)クラスII</td></tr><tr><td>-</td><td>(3)直流用SPD クラスI</td></tr><tr><td>(3)直流用</td><td>(4)直流用SPD クラスII</td></tr></tbody></table> PV 直流用SPD クラスIの性能は、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスI試験による性能に適合している。  SPD 分離器は、設置箇所における短絡電流を遮断できるものである。	変更前	変更後	(1)クラスI	(1)クラスI	(2)クラスII	(2)クラスII	-	(3)直流用SPD クラスI	(3)直流用	(4)直流用SPD クラスII
電源系統	直流600V																																			
項目	直流600V																																			
最大連続使用電圧	DC600V 以上																																			
公称放電電流*	5kA 以上																																			
電圧防護レベル	2,500V 以下																																			
電源系統	直流600V																																			
項目	直流600V																																			
最大連続使用電圧	DC600V 以上																																			
公称放電電流*	5kA 以上																																			
電圧防護レベル	2,500V 以下																																			
変更前	変更後																																			
(1)クラスI	(1)クラスI																																			
(2)クラスII	(2)クラスII																																			
-	(3)直流用SPD クラスI																																			
(3)直流用	(4)直流用SPD クラスII																																			

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較				材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版	令和4年版	令和3年度版	令和4年度版	
サージ防護デバイス ①低圧用SPD	第5編 発電設備工事 第1章 機材 第10節 機材の試験 1.10.4 太陽光発電装置の試験	(1) 器具単体の試験は、第3編 1.13.1「試験」(1)による。また、太陽光発電装置及び支持構造物は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定されている荷重に耐える強度を有するものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、承諾を受ける。ただし、接続箱の低圧用 SPD の試験は、第2編 1.19.1「試験」(2)による。  (引用部)第2編 1.19.1「試験」  (2) 分電盤、OA盤の分電盤部、実験盤、開閉器箱、制御盤及び電気自動車用充電装置の試験は、表 1.19.3 により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。ただし、OA盤の端子盤部の試験は、第6編 1.21.1「試験」(1)による。なお、器具類の試験は、表 1.19.4に基づいて行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。  表 1.19.4 器具類の試験(抜粋)	(2) 太陽光発電装置の試験は、表 1.10.5 により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	低圧用SPDは、JISC5381-11による試験項目(構造、絶縁抵抗、動作開始電圧又は直流放電開始電圧)の試験結果が適合している	PV直流用SPDは、JIS C 5381-31による試験項目(構造、絶縁抵抗、動作開始電圧又は直流放電開始電圧)の試験結果が適合している	

表 1.10.5 太陽光発電装置の試験(抜粋)

細目 機器	試験の 種類	試験項目	試験内容
低圧用 SPD	製造者の 社内規格 による受 渡試験	構造、絶縁抵抗、動作開始電圧(又は直流放電開始電圧)及び定格について1個以上試験する。	JISC5381-11によるものとし、各種類及び定格について1個以上試験する。

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較				材料評価の評価基準の比較					
	編・章・節	平成31年版	令和4年版	令和3年度版	令和4年度版					
監視カメラ装置	第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第13節 監視カメラ装置 1.13.1 一般事項	(2)伝送方式は、 <b>アナログ伝送方式</b> 、ネットワーク伝送方式、 <b>デジタル同軸伝送方式</b> 又はこれらを併用したものとし、その区分は、特記による。  (イ)ネットワーク伝送方式は、次による。 (a)映像データの圧縮方式は、H.264(MPEG-4AVC)、MPEG4、Motion-JPEG等とする。 (ウ)デジタル同軸伝送方式は、次による。 デジタル同軸伝送方式の映像信号は、SDI方式とし、インピーダンス75Ωとする。	(2)伝送方式は、ネットワーク伝送方式、 <b>同軸伝送方式</b> 又はこれらを併用したものとし、その区分は、特記による。  (ア)ネットワーク伝送方式は、次による映像データの圧縮方式は、H.264(MPEG-4AVC)、 <b>H.265(HEVC)</b> 、MPEG4、Motion-JPEGのいずれかとする。 (イ)同軸伝送方式は、次のいずれかによる。 ① <b>伝送信号がアナログ映像信号の場合は、アナログHD方式とする。</b> ② <b>伝送信号がデジタル映像信号の場合は、SDI方式とする。</b>	伝送方式は、 <b>アナログ伝送方式</b> 、ネットワーク伝送方式、 <b>デジタル同軸伝送方式</b> 、又はこれらを併用したものである。  ネットワーク伝送方式は、次による映像データの圧縮方式は、H.264(MPEG-4AVC)、MPEG4、Motion-JPEG等のいずれかである。 デジタル同軸伝送方式の映像信号は、SDI方式で、 <b>インピーダンス75Ω</b> である。	伝送方式は、ネットワーク伝送方式、 <b>同軸伝送方式</b> 、又はこれらを併用したものである。  ネットワーク伝送方式は、次による映像データの圧縮方式は、H.264(MPEG-4AVC)、 <b>H.265(HEVC)</b> 、MPEG4、Motion-JPEGのいずれかである。 <b>同軸伝送方式の伝送信号がアナログ映像信号の場合は、アナログHD方式である。</b>  <b>同軸伝送方式の伝送信号がデジタル映像信号の場合は、SDI方式である。</b>					
	第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第13節 監視カメラ装置 1.13.2 カメラ	(7)ネットワーク伝送方式のカメラは、次による (ウ)ネットワーク伝送方式における性能は、表1.13.2による。  表1.13.2 カメラの性能	(7)ネットワーク伝送方式及び <b>同軸伝送方式</b> のカメラの性能は、表1.13.1による。  表1.13.1 カメラの性能	ネットワーク伝送方式のカメラの性能は、表1.13.2の規定に適合している。	ネットワーク伝送方式及び <b>同軸伝送方式</b> のカメラの性能は、表1.13.1の規定に適合している。					
		画質 標準 HD フル HD	解像度 640×480以上 1,280×720以上 1,920×1,080以上	最低被写体照度 2 lx以下 2 lx以下 2 lx以下	ホワイトバランス 自動補正方式	SD HD フル HD	解像度 640×480以上 1,280×720以上 1,920×1,080以上	最低被写体照度 0.1 lx以下 0.1 lx以下 0.5 lx以下	ホワイトバランス 自動補正方式	
				備考 解像度が2,560×1,440以上の場合は、最低被写体照度を2.0lx以下とする。						
				注 * 最低被写体照度は、カラーの場合を示す。					デジタル同軸伝送方式のカメラの性能は、表1.13.3の規定に適合している。	
		画質 標準 HD フル HD	解像度 640×480以上 1,280×720以上 1,920×1,080以上	最低被写体照度 2 lx以下 2 lx以下 2 lx以下	ホワイトバランス 自動補正方式					

機材等名	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の比較				材料評価の評価基準の比較	
	編・章・節	平成31年版	令和4年版	令和3年度版	令和4年度版	
中央監視制御装置	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第1節 共通事項 1.1.1.一般事項	(4)ファイヤウォールを設ける場合は、第6編1.5.5「ファイヤウォール」による。UTMを設ける場合は、第6編1.5.6「UTM」(統合脅威管理)による。  (引用部)  第6編 1.5.6 UTM(統合脅威管理)  UTMは、外部からの攻撃からシステムを守るものとし、各種機能は、特記による。	(4)ファイヤウォールを設ける場合は、第6編1.5.5「ファイヤウォール」による。UTMを設ける場合は、第6編1.5.6「UTM」(統合脅威管理)による。  (引用部)  第6編 1.5.6 統合脅威管理(UTM)  UTMは、外部からの攻撃からシステムを守るために複数の機能を統合したものとし、基本機能は表1.5.7によるほか、特記による。  表1.5.7 UTMの基本機能	ファイヤウォールは、第6編1.5.5「ファイヤウォール」に適合している。  UTMは、第6編1.5.6「UTM」(統合脅威管理)に適合している。	ファイヤウォールは、第6編1.5.5「ファイヤウォール」に適合している。  UTMは、第6編1.5.6「UTM」(統合脅威管理)の表1.5.7UTMの基本機能に適合している。	
第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第3節 簡易形監視制御装置 1.3.1一般事項	表1.3.1 監視制御装置の機能(抜粋)	表1.3.1 監視制御装置の機能(抜粋)	表1.3.1 監視制御装置の機能(抜粋)	監視制御装置及び簡易形監視制御装置の基本機能は表1.3.1監視制御装置の機能に適合している。	監視制御装置及び簡易形監視制御装置の基本機能は表1.3.1監視制御装置の機能に適合している。  見直しにより、クライアント操作機能はオプション機能に変更された。  見直しにより、アカウント管理機能及び操作履歴機能が監視制御装置の基本機能として追加された。	
第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第3節 簡易形監視制御装置 1.3.4 記録装置	(1)簡易型監視制御装置に内蔵される雑印字装置の用紙幅は、製造者の標準とする。  (2)帳票用印字装置は、特記による。	印字装置は、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとし、印字方式は、特記による。ただし、簡易型監視制御装置に内蔵される印字装置は、製造者の標準とする。なお、印字方式は、次による。  (ア)インクジェット方式は、次による。  (a)インクのカートリッジは、色ごとに交換可能なものとする。  (b)インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できるものとする。  (イ)電子写真方式は、次による。  (a)レーザー方式又はLED方式とする。  (b)用紙カセットにより自動給紙が可能なものとする。	簡易型監視制御装置に内蔵される雑印字装置の用紙幅は、製造者の標準である。  帳票用印字装置は、特記による仕様に適合している。	簡易型監視制御装置の印字装置は、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できる。  簡易型監視制御装置に内蔵される印字装置で、インクジェット方式の場合は、インクのカートリッジは、色ごとに交換可能で、インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できる。  簡易型監視制御装置に内蔵される印字装置で、電子写真方式の場合は、レーザー方式又はLED方式で、用紙カセットにより自動給紙が可能なものである。		

令和4年9月1日

## 対応策の説明について

## 貴社の現状確認

- ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）及び電気設備機材等評価基準（令和4年度）の内容と、貴社申請品の申請内容の間に使用資材及び品質性能等に差異が生じているか否か、確認してください。
- ・差異が生じている場合は、既評価書の申請内容について改善及び訂正等の対応が必要となります。

## 1. 変更評価による対応

## 1) 変更申請の手続き

- ① 変更申請の手続きについては「建築材料及び設備機材 評価申込案内」（当協会HPに掲載）の「4. 申込方法 2) 変更評価の申請」を参照して申請資料類を作成してください。  
なお、申請の際、ご不明な点等がある場合は、電気設備機材等評価部事務局にメール等でご相談ください。
- ② 変更評価の時期  
受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。
- ③ 変更評価の公表  
変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページ上にて公表します。

## 2) 変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。

「建築材料及び設備機材 評価申込案内」（当協会HPに掲載）の「7. 評価に関する経費について（表-6 変更評価の項目一覧表）」によりご確認ください。

## 2. 既評価書をそのまま継続使用

## 機材納入における評価書の対応

「標準仕様書」及び「評価基準」と差異が生じている「既評価機材」を納入する場合、各工事において、品質性能等の証明として評価書の写しに加えて、仕様や品質性能に差異のある部分について、貴社の改善及び訂正により「標準仕様書」に適合することを、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

## 3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会電気設備材料等評価部

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827

Mail [hyokajigyo-e@pba.or.jp](mailto:hyokajigyo-e@pba.or.jp)